

第4回
荒川区子ども・子育て会議

日時：平成26年8月27日（水）午後1時30分～3時30分
会場：サンパール荒川 第7集会室

長島副会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第4回目の荒川区子ども・子育て会議を開催させていただきます。

皆様には、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日ですが、会長を務めます丸島先生が所用により御欠席ということですので、私、副会長の長島が進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、委員の変更がございましたのでお知らせいたします。前任の副区長の佐藤委員から今回新たに副区長に就任された北川委員に変更になりました。

長島副会長 また、今回の会議より、事務局として五味教育部長が出席されております。本会議の運営要綱に基づいて傍聴を許可ということになっております。傍聴人の方を入場させてよろしいでしょうか。 それでは、お願いいたします。

(傍聴人入場)

長島副会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議事の次第に沿って進めてまいります。

まずは議事の1 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より、資料1について説明)

長島副会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問等はいかがでしょう。よろしいでしょうか。次回は第5回ということになっているということで少しハードというか、タイトなスケジュールになりますが。

よろしければ、議事の1 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールにつきまして以上とさせていただきます。

続きまして、議事の2、国が定める基準に基づき区が定める基準についてということで、前回提示のありました3つに加えて、今回新たに「保育の必要性の認定に関する基準等」というのが加わりました。資料2-1から2-4までにありますように4つの基準が示されております。今回、これから説明いただくわけですが、各基準の説明をいただいた後、それぞれ質疑の時間をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から、新たに提示された「保育の必要性の認定に関する基準等(案)」について、まず説明をお願いいたします。

(事務局より資料2-1 保育の必要性の認定に関する基準に関する基準等(案)について説明)

長島副会長 ありがとうございます。保育の必要性の認定基準、それから保育の必要量の区分、優先利用、そして過料ということで御説明いただきました。

以上のことにつきまして、御質問とか御意見等がありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

恵美須委員 保育の認定基準の優先事項中に、これから女性が就労することというのを

非常に国全体でも促進しているところだと思うのですが、女性の労働力は今後とても大事になってくると思いますが、そのことについては、子どもを産んでその後の進路で、女性が教育を受けるため、再就職する、あるいは私自身の身近なこととしては大学院に就学する学生もたくさんいます。先日聞いたところによると、荒川区では10代の妊婦の方が、高校を卒業しないまま親になる方もいらっしゃると思いました。私自身は10代の女性の研究をずっとしてきたのですが、やはり高校を出ていないために就業できないから子育ても大変というのはもう明らかなんですね。10項目に、市町村が認める事由というのがあるのですが、この中にどれぐらいの範囲、今申し上げた就学のために保育をしてもらいたいという人たちの要望をぜひ入れていただいて、今後の社会に先駆けた荒川区の活動にならないかなと思いますが、いかがでしょうか。

長島副会長 いかがでしょうか。

上田保育課長 貴重な御意見ありがとうございます。ただいま委員がお話しいただきました、女性の就労支援、荒川区としてもぜひ積極的に支援したいと考えているところでございまして、現在、就学、学校に通われている方につきましては、10番というお話がありましたけれども、今の認定基準では7番のところ现就学ということで考えてございます。職業訓練校等ということで、等の中には大学院等もちろん入りますので、そのような方につきましても保育の必要性を認めるという、これは現在も実施しています。例えば、今年度の4月の入園の審査で申し上げますと、大体1,200人ぐらいの申し込みがあったのですが、その中で求職活動中の母親や、仕事がまだ内定の段階の母親につきましては、百数十の方が実際に入園ができてございます。実際の申し込みに対して1割以上の方がそのような方でございましたので、就労の支援につながっているのかなと考えているところでございます。今後もこの就学ですとか、また6番の求職活動、このようなところで女性の就労支援を実施してまいりたいと考えてございます。

恵美須委員 ありがとうございます。

長島副会長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

瀬川委員 私も先ほどの優先利用のことでお伺いしたいのですが、認証保育所のB型を運営しており、0歳から2歳児まで預かっていますが、3歳で保育園に入るときに、今まで認証保育所に入所しているから優先ということはないということ連絡会等でお伺いしたときに何度も聞いたと思うのですが、これは新たに加わったということでしょうか。

上田保育課長 ただいまの委員御質問の件は、優先利用の8番ということですね。

瀬川委員 そうです。

上田保育課長 年齢制限のある認証保育所等を卒園された方の優先利用ということで、今現在も同一指数となった場合に優先させていただいています。

瀬川委員 同一というのは？

指数が同じだったら優先ということですか。

上田保育課長　そうです。

瀬川委員　わかりました。

上田保育課長　今後も同様の取り扱いで実施してまいりたいと考えております。

瀬川委員　わかりました。ありがとうございます。

長島副会長　よろしいですか。では、続きまして、高橋委員お願いいたします。

高橋委員　今のことですが、優先利用の問題で時々相談を受けるのですが、この優先利用は、1番から9番まで、これは番号が順番に強弱があるのでしょうか。

上田保育課長　この1番から9番まで、強弱というのは優先の度合いということでしょうか。

高橋委員　はい、そうです。

上田保育課長　そういった意味では、指数の点数に加点がされる場合、例えば、ひとり親世帯、生活保護世帯というのは、プラス何点ということで加点をして優先的な取り扱いをしたいと考えております。今現在もそのように実施しています。また、先ほどの8番のように、年齢制限のある事業の卒園児につきましては、点数の加算ではなくて、同点になった場合の優先取り扱いにするといったようなことで、多少優先の度合いという意味におきましては、多少差があると考えているところでございます。

高橋委員　ありがとうございます。

長島副会長　よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

藤間委員　私は何度か保育園に申請を出しているのですが、現在の保育指数というものを知っており、今回条例として出していく方向ということですが、その指数の変更はあるのですか。

上田保育課長　ただいま委員御質問の指数につきましては、現在、一番低くて8点から20点まで。プラスであと加算があるという状況でございますが、こちらの基準、指数の取り扱いについては、基本的に変更する予定はございません。今後も同様に実施してまいりたいと考えております。

藤間委員　私も今子育てしながら仕事をしているのですが、子育てをしながら仕事をすると、フルタイムはきつくてパートタイムに落とさないといけなくて、それでも保育園に入って保育をしていただかないと仕事もできないというような状況もあると思うのですが、そのようなことに対するの考慮とかは、今後は考えていく方向はありますか。

上田保育課長　今現在もフルタイムの方、両親フルタイムであれば20点といったような取り扱いで点数的には一番高いです。そのかわり勤務時間数が少なくなったり、勤務日数が少なくなったりした場合は、その分指数が低くなるといったような取り扱いで、それ自体は変更する予定はございません。ただ、パートタイムでの就労の方も含めて、今度、保育の短時間認定というのができますので、より実態に即した保育を実施していけるのかなと考えているところでございます。

藤間委員 わかりました。ありがとうございます。

長島副会長 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また何かありましたら、後でお願いいたします。

続きまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より資料2-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)について説明)

長島副会長 ありがとうございます。御質問とか御意見、いかがでしょうか。

香川委員 いいですか。

長島副会長 それでは、香川委員、お願いいたします。

香川委員 資料2-2のナンバー6のところに、今のお話でよくわかったのですが、職員の知識及び技能の向上等とありますが、これはとても大事なことです。自己の研鑽というのはわかるのですが、事業者は職員の資質の向上のために研修の機会を与えると書いてありますね。実際、これは小学校の先生方も研修の場がありますけれども、この研修は具体的にどういうことが行われるのですか。

上田保育課長 こちらは、地域型保育事業、4つの事業共通のものでございまして、それぞれの事業においてその研修の中身というのは変わってくると思いますが、例えば、家庭的保育事業の保育ママというのは、基本的には保育士の資格、幼稚園教諭、看護師、保健師等の資格をお持ちの方であれば登録できるのですが、資格がなくても、一定程度の研修を受けていただければ家庭的保育者として活動していただけるといったことで、もちろん子育て経験がある方という条件はついているのですが、そういった方につきましても、保育ママさんとして十分に保育をやっていただけるような、そのような研修内容になっています。例えば、保育の内容についての研修は当然ですが、いざというときの処置の仕方なども研修の内容には含まれております。あとはそれぞれ小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育ということで、それぞれの資質向上のために必要な研修内容を区独自の研修、それから東京都も独自の研修とそれぞれの中で行っているような実態でございます。

香川委員 わかりました。どうもありがとうございました。

長島副会長 よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

道林委員 小規模保育事業(B型)の設備及び運営に関する基準で職員配置が国基準で5割とありましたが、説明で荒川区は保育士割合を6割以上としているということですが、保育士の方の量というのは足りているのでしょうか。

上田保育課長 現在、全国的に保育士不足がうたわれております。待機児童の問題が社会問題化しておりまして、全国、特に都市部において保育施設をどんどん作っておりますので、そのような中で保育士というのは不足してきているというようなことがあります。現在荒川区ではもちろん基準以上の保育士の人数というのは各事業者、法人さん、各園に

配置しています。そのような中で、やはり今後、法人さん本当に大変な思いをされて保育士を確保しておられると認識してございますが、何とか保育士の確保という面では、やはり、保育士の処遇の改善を実施していき、昨年度から実施を始めたのですが、処遇を改善してなるべく保育士の資格をお持ちの方、もしくは一旦おやめになった方というのをまた、そのような人材を確保していきたいと思っております。

道林委員 以前、保育園に子供を預けていたときに男性の保育士の方も何人かいらっしゃったのですが、退職してしまい、その理由というのは、自分が結婚したときにこのお給料では生活していけないということでみんな転職されたのですが、何かそのようなところも少し改善をしたほうがいいのではないかと、保育士が不足しているからといって、試験を簡単にするとか、試験回数をふやすのもいいと思うのですが、資質のほうも確保していただきたいです。あと、職員の配置が6割以上ということは今もやられているということですよ。

上田保育課長 そうです。

道林委員 子供が通っている保育園では、職員の人数はいるのだろうけれども、保育だけじゃなく、保育に関わるそのほか様々なことを全ての職員の中で賄おうとすると、先生の人数が足りないので、本当に大変そうで苦労されているんですよ。だから、もう少し職員を増やしたほうがいいのではないかなと思っております。

上田保育課長 貴重な御意見ありがとうございます。処遇改善という面は本当に大事だと思っております。今回の新制度の目的の1つは消費税増税分の財源を使い今後の子育て支援に使っていくということで、実際昨年度は、処遇改善というのは単年度限りで国が予算を組んだのですが、それを今度保育の運営費の中に処遇改善ということで組み込むといったようなことも考えていますので、一定程度、単発的なものではなくて、今後消費税が増税されればという条件つきですが、構造的に一定程度改善はされるのかなと考えているところです。

長島副会長 よろしいですか。このことにつきましては、事業者の方もいろいろ御苦労されているかと思いますが。

瀬川委員 私も非常に矛盾することを言うなと思うのですが、保育の質を高めるために小規模保育所等で6割を確保していくというのは非常に大切なことだと思っております。それで頑張っていかなければとも思っていますが、実際、現場で1歳児6人を一人で見るとするのは非常に不可能で、先ほど言っていたように、本当に先生たちは苦労されて、休憩もとれないでやっているのが現状なんです。私はこの会議に認証保育所の代表で出席していますが、保育士は6人の1歳児を一人で保育をして、実際はもう無理なので、大勢の資格をもたない方でもいいから保育をしてもらわないといけないというのが現状なんです。ぜひそういうところも皆さんの頭の中に置いておいていただければ非常にありがたいと思います。現場は小さな保育所ですが、休憩等はとれないような現実があります。で

も、やはり資格がある人が100%いたほうが絶対子供たちにとってはいいなと思っているのですが、せっかく荒川区が職員配置を5割ではなく6割の保育士と言っていたので、1歳以上3歳未満をおおむね子ども6対職員1ではないように考えていただければ、もっとすばらしい保育ができるのではと思います。

上田保育課長 御意見ありがとうございます。1歳から3歳、おおむね子ども6人につき職員1人という規定で今回地域型保育の部分については考えていこうと思いますが、認可保育園の場合は、これを5対1にした場合は上乘せ加算もあるという形でやっていますので、そのようなことも含めて、今後検討してまいりたいと考えています。また、3歳については、職員配置が20対1になっていますけども、これを15対1にした場合に上乘せ加算があるといったような今回の仕組みになっていますので、先ほども申し上げましたが、財源を使って一定程度改善していこうという動きが国の方からも見られるのかなと思っています。

長島副会長 よろしいでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。

では、よろしければ次に進めさせていただきます。

続きまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より資料2 - 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等（案）について説明）

長島副会長 ありがとうございます。御質問とか御意見とかあればお願いいたします。

それでは、渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 私ども私立保育園を運営している側からのお願いなのですが、振り返ってみて保育園って、どういう歩みだろうと。そうしましたら、50年前あたりは、やはり保育士、以前は保母と言いましたが、絶対足りなくて、あたふたとして大変な思いをして、無資格の人も入れ、指導をし、今どういう研修をしていますかというのは、保育士の目指す研修をして保育士を確保し、試験を受けさせたというのが現状です。美濃部都知事の時ですが、東京都はポストの数ほど保育園をつくりましょうということでたくさん作られて、そのときに公立保育園がたくさん、その前は私立保育園が一生懸命頑張ってくれて、内容もそれこそ本当によくなったと思います。でも、エンゼルプランがあって、それで2005年ですか、私立保育園は措置から委託へと移行し、それで今新制度というのができまして、新制度というのは地域の皆さんの意見を取り入れつつ、10年20年のスパンで子供の少子化をとめていこうというのが主だろうと私は思っております。その中で今、保育園は業務委託を区がやられるわけですね。でも、いずれは介護保険のようにポイントで動いていくのでしょうかということをお伺いしたいことと、そうしますと、認定園という、今の荒川区でやっていらした制度をそのまま私立保育園みたいなところにも移行していくんでしょうかということをお聞きしたいと思うことと、もう1つは、保護者の方が先ほ

どおっしゃった、ここに基準がありますが、保育を必要とする認定基準というのがあります。その中で保護者の方のライフワークバランス、柔軟な働きをするために広げた少子化対策だと思っておりますが、保育園でも多様な、たくさんの幅を広げた受け入れ方をするのでしょうか。そんなことはなくて、いろんな持ち場、持ち場の中でやられるのでしょうか。それらを含めてお願いしたいと思います。

長島副会長 いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

上田保育課長 では、私から。まず1つ目の私立保育園、委託費という形になりますけれども、今回の新制度の考え方としては、各保護者が認定を受けて、その認定書をもって事業者と直接契約を結ぶという介護保険のような制度を想定して最初スタートしたというところなのですが、いろいろ紆余曲折がありまして、児童福祉法の24条第1項、自治体の保育の実施義務というのが残されたということで、子ども・子育て支援法の附則でもはっきりうたっておりますが、当分の間は、私立保育園を利用した場合は、今までどおり区が運営費を私立保育所に委託費として支払うということで、当分の間とはついていますが、これは児童福祉法が改正されない限りは残っていくのかなというふうに考えておりました。今のままいくのかなと考えております。

御質問の2つ目ですけれども、保育園側として受け入れ方が変わるのかということですが、基本的には変わらないのかなと思っています。区が利用調整を行いまして、優先順位に基づいて利用調整を行って入所していただく方を決めさせていただくという事は変わりません。1つ大きな変更となるのは、先ほどちょっと保育の必要性の認定のところでお説明いたしました。標準時間の11時間保育と短時間の8時間保育ということで2パターンの認定になります。ということで、今現在はどのようなお子さんであっても、保育の基本時間だったり、11時間保育も無料ということでやっていますが、保育園側として今度はその2パターンをしっかりと認識していただいて、短時間認定の方については8時間、基本時間を超えた前後ですね。朝もそうですけれども、夕方、8時間超えた場合は今度11時間保育ではなくて延長保育という扱いになります。そのようなことで、保育園側としては現状よりも少し大変な事務作業に対応していただくことが必要になってくるのかなと考えているところです。

長島副会長 よろしいでしょうか。

道林委員 今の説明で短時間保育というのは、今8時間ですね。前に少し聞いたのが4時間働くお母さんは4時間しか見てもらえないとかというふうに、私はそういう認識だったのですが、今回の改定は。

上田保育課長 それは違います。

道林委員 違いますか。

上田保育課長 はい。勤務時間がパートタイムで4時間という方であっても、短時間認定の方は8時間になります。8時間か11時間という2つのパターンです。

道林委員 スタート時間は決まっているんですか。

上田保育課長 保育園の開所時間というのを、今8時間を9時から17時にしたいなと考えていますが、その8時間の間であれば、短時間認定の方は通常の保育料で保育を受けられるということです。

道林委員 今、既存の園児も判定の対象になるんですか。

上田保育課長 はい、なります。

道林委員 ありがとうございます。

長島副会長 そのほかいかがでしょうか。

小西委員 24番の特定保育の中の取扱方針ですが、国の基準ですからこのように書かなければならないのかと思いますが、特に私は保育所のことでお話をさせていただきますと、「保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子供の心身の状況等に応じて、適切に行うこと」というふうに書かれています。この辺についてもう少し、子供の成長を支援するとか、少し成長を支援するとか発達を支援するとか、何か加えていただけるといいのかなと思います。小規模保育所のほうもこれと同じ文言なんですよ。やはり保育内容の質というところでここに明記するのもいいのかなと思うのですが……。資料2-3特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等(案)の24番の取扱方針でございます。何かこの辺を少し工夫をしていただけると、保育現場の者としてはやはりうれしいかなと感じております。

あとは、この特定保育の中でいろいろなことがとても細かく出ているのですが、保育内容についてはあまり詳しく触れていなくて、保育所指針に準じとか、教育要領に準じというふうな形でくっつけていますが、もっと細かいことを言いますと、43番の記録の整備とか事故発生の防止及び発生時の対応、この辺がものすごく詳しく書いてあります。でも、保育内容等について、取扱方針等については、すごく簡単にくくられているといいますが私は、もう少し内容豊かに荒川区らしさを出したらいいと感じているところでございます。

長島副会長 いかがでしょうか。

古瀬子育て支援課長 小西委員の24番の取扱方針、ここは右を見ていただきますと、従うべき基準で、国基準でということで、原則は国基準なのですが、それを上回る基準を区として定めることは可能でございますので、今、委員から御意見ございましたその表現方法等々、そちらにつきましては、もう少し記載ができるかどうかを検討させていただきたいと思います。

長島副会長 よろしいですか。

佐々木委員 小学校との連携についてちょっとお尋ねしたいのですが、19番、小学校等との連携。「事業者は、小学校又は他の特定教育・保育施設等との円滑な接続に資するよう」というところですが、関係機関と密接な連携に努めることというのは、もちろんそうありたいのですが、例えば、区として枠組みみたいなものをつくる計画等はあるのでし

ようか。そこは事業所の努力というか、それだけではなくて、区独自の枠組みなどをつくっていただくと、よりやりやすいかなと考えております。

長島副会長 お願いします。

上田保育課長 ただいま委員の御質問にありました小学校等との連携、円滑な接続のお話でございますが、今現在荒川区では、就学前の教育カリキュラム策定に向けまして、どんな保育施設で、または幼稚園、教育施設で教育、保育を受けても、同じように皆さんが小学校に円滑に接続できるような指針となるカリキュラムの策定に向けて、今保育課では園長会の中にプロジェクトチームを作りまして、昨年度から具体的な検討に入っているところでございまして、また今後、検討委員会というのを正式に立ち上げるために、今現在教育委員会とも調整を行っているところでございます。今後その検討委員会を立ち上げまして、一定、指針となるカリキュラムの策定に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

長島副会長 よろしいですか。

佐々木委員 はい。

長島副会長 そのほかいかがですか。

糸原委員 ちょっと細かいところで1つ確認ですけれども、資料2 - 3の1ページ目です。特定教育・保育施設の運営に関する基準で、対象のところが認定こども園、幼稚園、保育所となっています。汐入こども園は認定こども園ではありませんが、幼稚園、保育所という表現の中に含まれているというふうにとらえていいのでしょうか。どうでしょうか。

佐藤学務課長 汐入こども園、幼稚園と保育所それぞれの基準に則って子供たちは一緒に活動しておりますが、今委員がおっしゃったとおり、幼稚園、保育所それぞれとしてこの基準に則って行うことを考えております。

長島副会長 よろしいですね。そのほかいかがでしょうか。

藤間委員 先ほど佐々木委員が小学校等との連携のところでお話をしていたので少し気になったのですが、施設側としてのかかわりというか、連携とかはあると思うのですが、私は今子供が年長ですが、小学校の情報というのは区から秋ぐらいになったら学校案内の資料が送られてくると思うのですが、それ以外に、小学校はこういう感じです、こういう雰囲気ですというような情報は、先輩ママさんから聞くほか、特に情報を得る方法がないのですが、そういったことは区として何か対応をされる予定とかはありますか。

長島副会長 いかがでしょうか。

佐藤学務課長 小学校の情報ということで、それぞれ、今おっしゃられたように秋ごろに、今度1年生になるお子さんをお持ちの家庭に学校案内という冊子をお送りして、小学校ごとのページ、特色と、いろいろ選べますよという手続のお話をさせていただいております。その中にも同封してあります、各学校ごとに学校説明会を日にちを設定して行っておりますので、もしよろしければ、ぜひ学校説明会に来ていただければ、校長の話から担

任の話からいろいろあります。あと、もちろん、保護者の方の中での口コミというか、そういうのもあるとは思いますが、あとホームページ等もございますので、ぜひいろいろご覧いただいて、学校選びをしていただければよろしいかなと思います。

藤間委員 小学校で配布しているおたよりとか多分、各小学校にあると思うのですが、そのようなものを見る機会というのは、私たちは何か方法としてありますか。

佐藤学務課長 小学校が、基本的には在校生と保護者に対して配布している学校だより、本当に学校の行事等の報告等を行うものについては、基本的にいわゆる学区と言われる地元に住んでいらっしゃる方には、おそらく回覧板等で回っていると思いますが、荒川区は学校選択ということで、もう少し遠くの学校を選びますので、遠い地域までは多分回覧板とかは回っていないというのが現状だと思います。もし、特定の学校の情報を知りたい場合は、その学校に問い合わせただければ、そういうことはできると思いますし、あとは、繰り返しますけれども、学校説明会とかについては、荒川区全体の方を対象に各学校ごとにPRを行いますので、ご覧いただければと思います。

藤間委員 わかりました。ありがとうございます。

長島副会長 そのほか、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

よろしければ、続きまして、学童クラブの設備及び運営に関する基準(案)についてお願いいたします。

(事務局より資料2-4 学童クラブの設備及び運営に関する基準(案))

長島副会長 ありがとうございます。学童クラブの設備及び運営に関する基準(案)につきまして、御質問か御意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ国が定める基準に基づき区が定める基準について、条例とか規則とかになっていくものですがけれども、今回4つお示しいたしましたが、それぞれ御質問とか御意見とかいただきましたけれども、この段階でまた何か、案についてということがありましたらお受けします。よろしいでしょうか。

高橋委員 一番最後の学童クラブのところですが、学童クラブの定員ですが、小学校4年生以降が入るとのお話があったと思いますが、そうすると、荒川区で独自に進めているにこにこすくーるとの兼ね合いはどのように今後になっていくのか。それから、この間は、にこにこすくーると学童クラブのカリキュラムについて特に伺ったんですが、それをどういうふうにしていくのかお教えいただきたい。

長島副会長 お願いします。

根本児童青少年課長 今の御質問、にこにこすくーるとの今後の進め方につきましては、これまでににこにこすくーるとは1年から6年生まで、学童クラブは1年から3年生までということで対象が分かれてはいたのですが、今後は同じ学年の児童になりますので、この先、区の目標とする姿としては、学童クラブ、にこにこすくーるとを一体型で運営をしていく方向で検討しております。将来的には、今は校外の学童クラブにその学校から出ていく児童

さんもいますが、自分の通学している学校内で、将来その学校で6年生まで学童クラブかここにこすくーるを選択できるような姿に持っていかれたらと考えております。

カリキュラムにつきましては、昨年から始めた一体的運営というのがございますが、より濃密に、放課後からある程度の時間までは放課後にここにこすくーると学童クラブを選択している両方の児童がお互い一緒に異学年交流を含めて地域交流や外部の指導をもとに楽しく遊んだりする場を設け、どうしても延長利用というか、その後、保護者の就労等で学童クラブのニーズがある方については、その後の時間を学童クラブとして利用していきたいスタイルをこれから考えていきたいと思っております。

長島副会長 よろしいでしょうか。

渡辺委員 学童クラブですが、それは本当に切れ目なくしてくださって感謝します。でも、この学童クラブと子供支援プラン教育というのと一緒になりましたら、経理はどちらになるんですか。学童クラブだよりとか、もう1つは放課後子供教室みたいな、別々に作るのでしょうか。それも伺いたいと思っております。

根本児童青少年課長 ここにこすくーるの登録の児童とあと学童クラブの登録児童と今は2つ、一体的運営のところでは存在しておりますので、今後もある程度両方に分けて学童クラブコース、もしくはここにこすくーるの会員コースというのを設けて運営をしていきたいと考えております。

渡辺委員 では、経理もそうですね。

根本児童青少年課長 同じように経理もそういうふうに分けて考えていきたいと思っております。

長島副会長 それでは、福井委員、お願いします。

福井委員 私には保育園に通う子供がいて、小学生のお兄ちゃんも二人おります。以前、お兄ちゃんの頃は小学校も人数が少なかったもので、大体1学年1クラスで、ここにこすくーるに行っている子供も少なかったもので今の場所の面積でよかったのですが、ここ二、三年、新入学生がふえてきて1学年2クラスくらいになってきています。それで、通っている小学校はここにこすくーるが小学校の中にあるので、水曜日とか学校が早く終わるときは、ここにこすくーるの人数が100人近くとか、ふだんの日に比べて倍近くの人数のときもあります。そうすると、宿題をする場所もなくしてロッカーの上で勉強をしていたりとかいろんな姿が見られるのですが、学童クラブと一緒にした場合、学校の教室面積と部屋数というのは限られていて、新たに、どこか部屋を貸していただけないんですかと、低学年の子が先にここにこすくーるに行っていますので、机とか低学年が使用していると6年生は使う場所がなくて、行きたくないと言っています。私は働いていますので、できればここにこすくーるに行っていきたいのですが、だんだん行かなくなります。学童クラブとここにこすくーるが一緒になっても、学校の部屋数は増えなのではないですか。そう簡単に、空いている理科室とか家庭科室を空けましょうと言うと、今度は先生の数も足りなく

なって簡単にはいかないんですという話で、とうとう行かない日が増えてしまっているのが6年生の現状なんですけど、今その状態なのに今度学童に行って、にこにこすくーるといのは先生の管理といいですか、出席のほうの管理がとても緩くて、学童は行ってないお子様はお母さんのほうに連絡がある。でも、にこにこすくーるは連絡がこないということで、その辺が嫌なので、にこにこすくーるはあるけれども、学童クラブに行かせますというお母さんも、保育園の友達にはやはり、いるんですね。その子供たちが、だから、にこにこすくーるに来ていない子供たちが今度にこにこすくーるに来たときにはもっと人数が増えますし、経過措置があろうが何だろうが、全然面積が足りませんし、そのことについてはどういうふうになってしまうのかなというのと、あと両方、子供たちも自分たちはにこにこすくーる、自分たちは学童クラブというのとはわかると思うんですけども、行かなかつたら連絡をいただける、いただけないとか、その辺のルールも、もう少しにこにこすくーると学童クラブが近づいたりとかするのかなと思うのですが、どうでしょうか。

根本児童青少年課長 今のお話ですが、確かに宿題をする部屋もなくて、お子さんたちが狭いところで、机と机の間に段ボールを敷いて板をテーブルがわりにして勉強していたという時期がありましたが、その後、運営委員会の中で、いろいろな委員さんのお声もいただき、学校のほうと協議をして、家庭科室を借りたりして、対応をさせていただいております。また、今後5年間の経過措置の話ですが、これは段階的にできるところから、そういう面積、一定の方向を守っていくという学童クラブの基準としていきたいと考えており、にこにこすくーるの先ほどの一体的運営というのは、なかなか空き教室や有効に活用できるスペースが学校内に確保できるまでの期間は、もしかすると、そのままもうしばらくにこにこすくーる単独で運営していくようなことになってしまうことも、今の段階では考えてはいます。できるところから順次学童クラブとにこにこすくーるを一体型で運営していきたいと考えております。

福井委員 確かに家庭科室とかほかの教室を借りられることができ、運営してはいますが、その教室はクーラーがなくて暑いので、やはりそこには行きませんし、お母様のボランティアの方が来て、夏休みの午後は図書室をあけましょうとか、水曜日にも人数が多いので図書室をあけましょうとかということをやっているが、ボランティアのお母さん方もやはり都合が悪くて来られないと、きょうは図書室なしだよとか、開放できない日が多いのも現状で、実際にどれくらい進められているのか、子どもたちが行かなくなるんじゃないかと、楽しく行けるにこにこすくーるをつくっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

根本児童青少年課長 貴重な御意見ありがとうございます。今後とも現場の指導員との話を進めて、学校ともお話をし、楽しく子どもさんたちが通えるにこにこすくーるにしていきたいと思います。

長島副会長 ほかいかがでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 にこにこすくーるのことでありますが、今、にこにこすくーるがある学校の方のお話だったんですが、私の子どもはまだ小学生ではないのですが、学区の小学校にはにこにこすくーるがないので、何か学童の人は通学区域をまたいでほかの学校の学童クラブとかにも行けると聞いていますが、にこにこすくーるは、逆にない小学校の子は他の小学校のにこにこすくーるに行けたりとか、もしくは今後はない小学校についても全ての学校についてにこにこすくーるが設置される予定はあるのかをお伺いしたいです。

根本児童青少年課長 にこにこすくーるのお話ですが、今現在はその小学校に通われている児童さんがにこにこすくーるを利用できることになっておりますので、設置されていない小学校の方は御利用できていないという状況です。平成19年にスタートして現在14校で開設をしておりますが、できる限り、早く全校での開設というのを目標にこれからも整備してまいりたいと考えております。

伊藤委員 よろしくお願ひします。

長島副会長 そのほかよろしいでしょうか。よろしければ、議事の2の国が定める基準に基づき区が定める基準については以上とさせていただきます。

(事務局より【資料3】子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の補正と「確保方策」の考え方(案)の説明)

長島副会長 量の見込みの補正についてと各事業について確保方策の考え方を中心に説明していただきました。何か御質問とか御意見等がございましたらお願いいたします。

恵美須委員 資料3の最初の事業計画の確保方策の考え方の表の見方について、確認させていただきたいんですが、例えば0歳児の平成27年、補正前のところで南千住が532人、補正後は584人、27年度にはいるというふうに理解していいわけですね。そうすると、この584人の0歳児の方は、1年後の平成28年次は1歳児のところはこの数値が行くのではないかと思うんですが、これはどういうふうに考えたらいいか、よくわからなくて、横の数字は横断的な現在数ではないと思ったり……。横断的なというか、地域ごとの現在の数で、この子どもたちがそっくり別の場所に移動するのではなくて、ずっとそこに定住していれば、斜めに移動してくるのではないのかなと思うんですが、違うのでしょうか。

長島副会長 どうでしょうか。推計人口の算出の仕方ですね。

小幡入園相談係長 推計人口の表示の仕方ですが、まず今、委員からございました平成27年の南千住、0歳584人と記載がありますが28年度になりますと、その下の中段あたりに1,137人という南千住地域の記載がありますが。国から求められているこの人口の表示の仕方が0歳の人数、1・2歳の人数、3歳から5歳の人数という3区分になっておりますので、この1,137には、平成27年4月1日現在の1歳の方も含むが、平成28年4月1日には2歳になっておりますのでその数と、0歳の584人、これからいわゆる自然増、自然減を考慮した数、それらを足した数字が1,137という形になっ

ております。

恵美須委員 0歳は1年なので1歳は入っていなかったのかなと、私の今、自分の理解だったのですが、そうすると、例えば、先ほど説明いただいたその人たちの1歳ないし2歳児の南千住の1,137は、その次の年にはこの人たちが1,566人になるということですよ、自然に。

小幡入園相談係長 今度1,137、こちらというのが平成28年4月1日現在の1歳児、2歳児の数になりますので、そのうち2歳児が次、平成29年の3～5歳のところに一部だけ移ります。約半分が移りまして、この時点で1歳の方というのが平成29年4月1日現在の1,155人中の2歳児という形で横に動きます。そうすると、今度平成28年南千住0歳児の564人がまたこの1,155人のほうに移っていくという形になっておりまして、年齢別に書いてあればそのまま階段状にいくんですけども、区分が1歳ごと、1歳と2歳を足した数字、今度は3歳から5歳までの足した数字という形で、3歳～5歳というのがいわゆる1号認定、2号認定を受ける方の数という形です。0歳と1～2歳というのが3号認定を受ける方という形になります。今、国のほうから、量の見込みという形で出すものが、この3区分に分けて出ささいという形になっておりますので、今回の資料には、この3区分に分けた数字で表示してございます。

恵美須委員 はい、ありがとうございました。

長島副会長 そのほかいかがでしょうか。それでは、千田委員からお願いします。

千田委員 資料3のページ2の幼稚園のことですけれども、その中段あたりの幼児教育のところ、現状と課題「近年、私立幼稚園の廃園が続き、区内の私立幼稚園等の定員が減ってきているため、私立幼稚園等通園児の約6割が区外園に通園している」と。その確保方策の考え方として、「区内の幼児教育施設の整備による定員の確保を図っていく。」ということであります。ここに今考えている新しい施設の28年度に町屋地域に開園するであろうその園の進捗状況は、今どのような状況なのでしょうか。それと、その1園だけが今この計画の中に上がってきていますが、6割の幼稚園に該当する子供たちが区外に流出しているというものを食いとめるには非常に少ない数であります。今後本当に荒川区の私立幼稚園等がこのままではどうしても流出せざるを得ないということにもつながることではありますが、どうか今ある園の中での定員の増というものが可能であれば一番いいと思いますが、何かいい施策があれば、思案があればお答えください。

古瀬子育て支援課長 まず、町屋地域における今回の確保方策の中では、幾つかのこの確保方策の中には意味がございまして、千田委員から今おっしゃっていただいた町屋地域における新たな私立幼稚園誘致についても含まれてございます。現在、区立の町屋保育園を移転いたしまして、その跡地を更地にいたしまして、新たに学校法人を公募して学校法人が幼稚園を建設して運営していただくことを考えてございます。進捗状況といたしましては、今年度中に学校法人の公募を考えており、来年度以降、町屋保育園が移転した後に

解体をして整備していくといったところが現在の進捗状況でございます。

後段、委員からございましたように、そういった新たな私立幼稚園の誘致、整備というのもございますし、区内の幼稚園さんも今改修をしていただいているところもございます。今後定員増が可能かどうか、なるべく区内での幼児教育ができるように私立幼稚園さんに対しては、ここにもう少し定員増が可能かどうかといった働きかけも今後の確保方策の中の1つの考え方であるというふうに考えてございます。

長島副会長 よろしいでしょうか。

千田委員 はい。

長島副会長 高橋委員、お願いします。

高橋委員 もう一度、学童クラブの問題ですが、高学年の学童クラブが始まることによって、おそらく学童クラブの希望者がふえる可能性がある。ここに、ここにこすくーるでそれを調整したいというようなことが記載されてございますが、例えば60名のところへ90名とか100名ということになりますと、今度は職員を配置しなくてはならないと。実際それを運営している側からすると、できるだけ早くその対応をしておかなければ手当てが間に合わないということも出てくるし、あるいは、ある程度学童クラブを抑える。希望者全員じゃなくて、特定の人だけ、ある一定限度に抑えることが可能かどうか。そういうことも含めてお話を伺いたい。

根本児童青少年課長 今の御質問ですが、高学年の受け入れにつきましては、こちらにも書かせていただいているとおり、地域ごとに指定の学童クラブを設けていきたいと考えております。なので、学校内の学童クラブとかは先ほど言った一体型で、ここにこすくーるが併存するのですけれども、高学年についてはここにこすくーるのほうの御利用を推奨したいと考えています。校外の学童クラブについて、こちらに書いてあるとおり、定員の拡大ができる場所について、極力高学年の受け入れをしていきたいと考えておまして、今までどおり、低学年の学童クラブの方を一番初めに優先的に入れて、残りの方については、高学年の方は校外のほうにまずは行ってもらうと。もしくは学校内にここにこすくーるがあればそちらのここにこすくーるを利用していただくというような形で今現在は考えていきたいと思っております。なので、これから学童クラブの定員の拡大についても、事業者の皆様にもしっかりと早目にお伝えをし、職員体制のほうを整えていただければというふうに考えております。

長島副会長 よろしいでしょうか。

高橋委員 はい、結構です。

長島副会長 そのほかいかがでしょうか。

恵美須委員 2つお尋ねします。資料3のファミリー・サポート・センターのところですか。4ページです。現状と課題のところ、協力会員が非常に少ないということが課題と先ほどお話しいただいたんですが、これを増やすのはなかなか、今まで私の身近では大変

難しかったのですが、何か新たないいアイデアとか対策があるのかということが1点と、それからもう1つ、利用者支援のところでコーディネーターを配置するという新しい試みが7ページにありましたが、コーディネーターというのは、今までの既存のどこかの部署の方、あるいは、どこかの役割を持っておられる方が活動をふやしていかれるのか。あるいはコーディネーターという専任の方がいていただけるのか。この辺は非常に、コーディネーターがいるのと、いないのでは全然活動の中間の取り扱いが違うと思うので、ぜひここを強化していただけるような、何か具体的なお考えのところをお聞かせいただけたらと思います。

長島副会長 お願いします。

古瀬子育て支援課長 まず1点目のファミリー・サポート・センターの件でございますが、恵美須委員おっしゃるように、協力会員の方が、高齢化もあってなかなか増えてないような状況は社会福祉協議会のほうでもあるのですが、ほかのさまざまなボランティアの育成事業等々もありますので、この決め手のようなものはないのですが、ほかの部署でやっているようなボランティア育成事業等も兼ね合わせて、もう少しファミサポの協力会員が有機的にというか、有効的に増えるようなことというのは、今後社協とともに考えていきたいと思っております。

それから、最後の利用者支援でございます。こちらのほうは27年度より新たに法定事業に位置づけられるものでございまして、先進的な自治体の例を、国がいろいろな横浜方式ですとか、松戸方式ですとか、いろいろ出していますので、具体的に、今の段階でこのようなコーディネーターという形は、なかなか具体にはなっていないのですが、一定専門的なスキルですとか、専門的な知識がないとコーディネートができないので、そういう方をどこに置けばより有効なのかといったところも今庁内の中で検討をしているところで、国がモデルで示しているようなところを学ばせていただきながら、来年度以降、何かしらこの利用者支援を考えてまいりたいと思っております。

長島副会長 そのほか。では、道林委員、お願いします。

道林委員 ファミリー・サポートの件ですが、私も何年か前に上の子が保育園に通ったときに、結構頻繁に頼んで大変助かったんですけど、料金の受け渡しが個人間なんです。それで、ファミリー・サポートのサポートして下さる方の人数を増やしていきたいというのはあるんですけど、そこに不安を抱えている方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。例えば、利用者支援のところで今度コーディネーターを配置しということであれば、そこを介してサポート料金の受け渡しなんかを少し考えていただいたほうがいいのかと思うのですが。

古瀬子育て支援課長 今、料金の受け渡しはそれぞれでということですけど、これはファミリー・サポート事業のスキームがありますので、今いただいた御意見を参考に、また社会福祉協議会等を含めて検討させていただきたいと思えます。

長島副会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしければ、量の見込みの補正と確保方策の考え方については以上とさせていただきます。

議事の最後になりますけれども、幾つかそのほかの説明、連絡事項がありますので、事務局よりお願いいたします。

古瀬子育て支援課長 まず、今回の会議でございますが、冒頭のスケジュールにもございましたように、10月で考えてございまして、具体的には10月17日金曜日の1時半から、場所は、区役所の304・305、前回の場所になります。後ほど、御通知差し上げます。子ども・子育て支援事業計画におけます確保方策の全体像と、可能であれば、来年度の利用定員についても御報告いたしたいと思っております。

長島副会長 ありがとうございます。本日の議事は以上ということですが、たくさん御質問とか御意見とかをいただきました。川出委員、何かございますか。

川出委員 本当に細かくいろいろなことを決めていかなければならなくて大変だなと思いますが、人手不足とかあると思うんですけど、質とか、やっぱりニュースを見ている、無理やり口の中に食事を詰め込まれたりとか魔法瓶で頭を殴られたりとかというのが保育の現場であるのを聞くと、安心して預けるとか、親の気持ちももっともなんだけど、子どものひとり一人が満ち満ちた日々を送れるようにというのが一番大事だと思うので、そこを念頭に置いて幸せな保育が実現できればいいなと思っております。お願いします。

長島副会長 ありがとうございます。香川委員、何か御意見よろしいでしょうか。

香川委員 今日の会議は、大変活発な質問、意見が出て、やっと会議らしくなりました。私は、傍聴席に保護者の方がいらしているのを大変うれしく発言していますけども、8月の厚生労働省の発表によると、児童の虐待の記事が出ていました。これは幼児も含めてですけども、全国の児童相談所で2013年、何と7万件も虐待がある。この数字だけでもすごいなと思いました。

それからもう一つ、小中学校の不登校の児童について、学校の基本調査に出ていましたが、中学校は2.7%と圧倒的に多いですね。小学校は0.4%ぐらいですが、少しずつ増えてきている。これは幼児の成長と同時に、学校の子どもたちに影響しているなと思いました。

今日の会議の中で特に2番目の国が定める基準と区の基準、私はこの会議の委員になって、いろいろと知りましたが、勉強になりました。今日も会議の中でいろいろと出ましたけど、これだけやるという区にはないのではないかと。そういう意味で、私も最後に発言させてもらいましたが、この会議がだんだん盛り上がって、荒川区の行政に影響して、保護者の方も参加していただいて、私は他区に住んでいますけども、荒川区の見事なこの行政と実践力、これに私は拍手を送りたいと思います。

長島副会長 ありがとうございます。委員の皆さんから一言ずつお願いしたいところ

なんですけれども、時間の関係もありますので、代表と言っではなんですが、北川委員、お願いできるでしょうか。

北川委員 今日初めて参加させていただきましたけど、本当に皆さん活発に意見交換をされておりまして、なおかつ非常に真剣にお考えいただいているなということがひしひしと伝わってきました。私どもの最大の悩みとしましては、何と申しましても国がはっきりしないというようなところがありまして、実際に実務をやっている者として、そういうところははっきりしないと計画を組めないとか、これじゃあ動かせないとか、いろいろな不安な要素があります。そういうことがある中でどうやっていくかということになりますと、私どもとしては決して腰が引けているわけではなくて、国に右へ倣えなんてするつもりはないのですが、やはりまずは軟着陸といいますか、円滑に本格移行を迎えていくということは、やはり全ての子どもとそして保護者の方々の安心につながるんじゃないかというふうに思っております。

したがいまして、この会議はとても大事なということを改めて認識いたしました。これからもぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、いろんな角度といいますか、いろんな立場から御意見をいただいて、それでよりよい形で来年度を迎えていくということが私は大切だと思っております。本当にきょうはありがとうございました。感謝申し上げます。

長島副会長 ありがとうございました。きょうはたくさん委員の方から御意見とかいただきましたけれども、それをまた、基準、条例その他に生かしていただければというふうに思います。

以上をもちまして、第4回の荒川区子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。

了